特定事業者の皆さんへ

**評価制度が新たに導入されました！**

|  |
| --- |
| 大阪府では、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づき、「対策計画書」や「実績報告書」の届出、府による公表等により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制を促進し、温暖化の防止・緩和を図っています。温室効果ガス排出量の削減が図られていますが、更なる温室効果ガスの削減のために、事業者の省エネ・省CO2の取組みを促進し、より一層の削減を行う必要があることから、対策の実施状況や温室効果ガス削減量を総合的に評価する「評価制度」を導入しました。 |

◎ 評価制度の概要

　　 特定事業者から提出された対策計画書や実績報告書を、大阪府が評価し、通知するとともに、評価結果が優良である事業者については公表します。

|  |
| --- |
|  |

◎ 評価方法

【重点対策の実施率による評価】

該当対策数に対する実施率に対する評価

$$実施率（％）=\frac{重点対策の実施数（最大41）}{重点対策の該当数（最大41）}×100$$

ただし、№１～４の実施率が100％未満の場合は、他の実施状況に関わらずC評価とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価 | (ⅰ)№１～41の重点対策実施率 | (ⅱ)削減率（３年間） | (ⅲ)平準化補正後の削減率（３年間） | 評価の考え方 | 表彰 | 公表 | 通知 |
| AAA | 95％以上 | ６％以上 | ３％以上 | (ⅰ)95％以上、(ⅱ)６％以上、（ⅲ）３％以上 | ○ | ○ | ○ |
| AA | 90％以上 | ３％以上 | 評価AAA以外で、(ⅰ)90％以上、（ⅱ）（ⅲ）３％以上 |  | ○ | ○ |
| A+ | 80％以上 | ３％以上 | 評価AAA、AA以外で、（ⅰ）80％以上、（ⅱ）（ⅲ）３％以上 |  | ○ | ○ |
| A | ３％未満 | － | 評価AAA、AA、A+以外で、（ⅰ）80％以上、（ⅱ）３％未満 |  |  | ○ |
| B | 60％以上80％未満 | － | － | (ⅰ)60％以上80％未満 |  |  | ○ |
| C | 60％未満 | (ⅰ)60％未満、もしくは評価重点対策№１～４の実施率100％未満 |  |  | ○ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 | 評価項目 | No | 項目 | 評価項目 |
| 1 | 届出対応、体制の整備 | 大阪府温暖化防止条例の届出における対応 | 22 | 設備の管理・運用 | 給湯設備の適正管理 |
| 2 | 機器管理台帳の整備 | 23 | コージェネレーション設備の効率管理 |
| 3 | エネルギー使用量の把握・管理 | 24 | コンプレッサの吐出圧の適正化 |
| 4 | 推進体制の整備 | 25 | コンプレッサの吸気温度管理 |
| 5 | ピークカット対策等の実施 | 26 | コンプレッサの空気配管図の整備 |
| 6 | オーナー・テナント対策の実施 | 27 | 自動車の管理・運用 | エコドライブの励行 |
| 7 | 設備の管理・運用 | ボイラー空気比の適正管理 | 28 | 自動車の適正な維持管理 |
| 8 | ボイラーの効率管理 | 29 | 自動車の燃料使用量等の把握 |
| 9 | ボイラー圧力・温度の管理 | 30 | 省エネ機器等の導入 | 高効率な照明設備の導入 |
| 10 | 蒸気配管のバルブ等の保温 | 31 | 高効率な高輝度放電ランプの導入の高効率化 |
| 11 | 熱源設備の空気比の適正管理 | 32 | 高効率機器の導入 |
| 12 | 熱源設備の効率管理 | 33 | エネルギー管理システムの導入 |
| 13 | 熱源設備の冷水出口温度管理 | 34 | 太陽光発電の導入 |
| 14 | 空調機の室内温度の適正管理 | 35 | エコカーの導入 |
| 15 | 空調機の外気導入量の適正管理 | 36 | 府が推進する排出抑制 | ヒートアイランド対策の実施 |
| 16 | 空調機のフィルターの定期清掃 | 37 | カーボン・オフセットの実施 |
| 17 | 温度検出器の適正配置 | 38 | 省エネ診断の受診等 |
| 18 | 照明設備の運用管理 | 39 | 環境配慮製品の開発・製造 |
| 19 | ポンプ流量管理の評価 | 40 | 選択項目 | 計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減 |
| 20 | ファン，ブロア風量管理の評価 | 41 | 事業者独自の取組み（※） |
| 21 | 地下駐車場の換気管理 |  |

表　重点対策一覧

※事業者独自の取組みの具体例

○公共交通機関の積極的な利用

【問合せ先】

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課

温暖化対策グループ

℡　06-6210-9553

E-mail eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

○積極的なクールビスの実施

○「大阪府ビル省エネ度判定制度」の認証取得

（http://www.pref.osaka.lg.jp/koken\_setsubi/syouene-hantei/）